

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部
を改正する規則

鹿屋市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成27年鹿屋市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号列記以外の部分中「鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例」を「鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例」に改め、同項中「重度心身障害者に対する」を「重度心身障がい者に対する」に改め、同項第1号中「鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条第1項」を「鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例第5条第1項」に改め、同項第2号中「鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例第4条第2項」を「鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例第5条第2項」に改め、同項第3号及び第4号中「鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例」を「鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例」に改める。

第3条第3項中「鹿屋市重度心身障害者医療費助成に関する条例」を「鹿屋市重度心身障がい者医療費助成に関する条例」に、「重度心身障害者に対する」を「重度心身障がい者に対する」に改める。

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。